

時事新報

第千七百三十六號
明治二十年十一月八日 火曜日
舊丁亥九月廿二日 (丁丑)
日出牛乳山時二十九分
月出午後四時五十八分
入午後零時二十二分
潮午後九時五十分
後十九時五十四分

一本會ノ目的ハ左ノ二項ニ記スルカ如シ
第一 萬國工藝品ノ共進會ヲ開キ經濟及ヒ學術ノ頤
旨ニ適應セル有益完具ノ物品ヲ出陳シタル者ニ預
定ノ優賞ヲ授與スルコト
第二 輸出入品萬國博覽會ヲ開キ商、工、農、園藝等
ノ物產ヲ蒐集スルコト
一出品人ハ或ハ專ラ共進會ニ出品シ或ハ專ラ博覽會ニ

して二十一萬人の内聖
テ同役はナボレオン一二
へり其後は諸役は左記

表世死

時事新報

官邊の費用は務先にて之を補すべし民間の奢侈は寧ろナニハシ

を翻むべしとの次第は毎度我紙上に陳述したる處あるが扱我輩の之を勧むると云ふ其奢侈の趣に就て聊ク一行せざる可らざるものより抑も奢侈とは衣服飲食より車馬邸宅等に至るまで總て外觀の美麗と粧ふの意味なることば今更いふ迄もあき事なれども從來日本社會に行はれたる奢侈の形迹は少しく之と異なる所あるが如き申す其次第ハ日本社會一般の習俗として紳士富豪とも稱すべき相應れ財產家と雖も衣食住居家の事など質素なるを常とし其住居も邸宅の矮陋ある勿論、衣服は年中綿服にして食物は家の婢僕と其品を同々するなど質素儉約極る其主人公は生來曾て奢侈の事と知らざるやと云ふに決して然らず時に輿に乗るて花柳の街に流連し一夕の豪遊に數十圓を散して顧みさるゝ珍らしからす我輩は之を名けて紀文流の奢侈と稱す又一種の貴澤あり前者とは其趣を異に「家ハ市町を離れたる閑靜の地トシ瀟洒たる短籬扶疎たる樹木、衝門茅屋尋常百姓の家の如し而して細うよ之を掩すれば一木一草總て來歴わらざるはなし况んや家の内部の構造用材等に於てそぞろ奇と極め精巧を盡さるはなし況んや其所藏の書畫骨董と茶器花瓶の類よりてをや古今の珍奇を競ひ世界の異品を蒐めざるはなし之も亦一種の奢侈にして蓋志千の利休の流れと酌む者ならん古來日本社會に流行の奢侈は先づ此二種流なるべく如し抑も奢侈の趣向の人々の好事に出で己れの金を以て己れの貴澤をもするものなれば他人に迷惑と及ぼさる限りは人々の好む所に任するふそ然るべき道理なれ千金一擲、紀文流の豪達も隨分愉快なるふとあらん風流洒落の貴族を吟味するときは我輩甚だ不快念なきを得ず抑も日本今代の奢侈は徳川の太平三百年の其間に發達したものにして此三百年は日本國中武斷政治と儒教主義とを以て治變の根本と爲し上下共に質素一偏の時代にして奢侈の二字は政敵上第一の禁句となり長じ治世の其間に徳川の實權又諸藩の士民の中より身分不相應なとどて奢侈の爲めに罪を得たるのは其數決して少からず又封建政治は惡弊として外に門戸を張りて少しく富有の色ある者は動かすれば御用金等の沙汰あるを以て人民奢多の心は天然の發達と遂ぐる能はずして内に鬱積怠慢として流れてハ白日哀を乞ひ暗夜人に騒るの紀文流となり、騒じては形と趣にて人を欺くの利休流となり奢侈の性質に陰險卑屈の風を帯びる事とありたるものあらん抑も我輩が民間の豪奢を勧むる所以の趣旨は民間の有志者が獨立獨行、政府をも憚らず世間をも憚とせず文明豪奢の事を逞ぶして人民の地位を張り假令へ政府の向に於ては一旦豁然、不急の費を

人々相應の費澤をなし以て社會の風景を發したせざるといふあり彼の紀文流の豪奢の如き豪は則ち豪ありと雖も其事たるや甚だ野卑鄙陋にして之を目して文明の奢侈と云ふべからず將た利休流の奢侈に至ては一方より侈と云ふべからず此種の事は殆んど奢侈の頂上にして社會交際な處にて此種の事は殆んど奢侈の頂上にして社會交際の事には厭な果てたる大家富豪の人々が無聊の餘り時と並て物數奇に之に耽ることもあるのみ風流の餘事としては自から亦一層の興趣ある事ある事も今日本の文明は寧ろ社會の人事交際に忙はしくて未だ斯る高尙の場合に至る可らざる筈なるに然るに其不時の發達を今日に見るハ畢竟封建政治の遺物に玄て中に自から危險、人と欺くの性質を窺ひ見るに足る可し文明流の奢侈と云ふべからざるなど之を要するに從來日本社會に行はれたる奢侈の風は何れも皆野卑鄙陋にあらざれば高尙に過ぎて不快は廢棄と帶び今の文明社會に向ては甚ざ不釣合ひのものなるが故に我輩は民間に向て豪奢を説くと共に併せて從來の奢侈の風を一變せる事を望む者あり

官報

○勅令
朕試補及見習ノ待遇並ニ任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿年十一月五日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
勅令第五十七號

本年(七月)勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則ニ據リ試補及見習ヲ命セラレタル者ノ待遇ハ試補ヲ委任トシ見習ヲ判任トス」同則ニ據リ試補及見習ヲ本官ニ任用スルコハ試補ハ委任官四等以下トシ見習ハ判任官五等以下トス

朕教官技術官ノ資格ヲ有スル者ヲ以テ行政官ニ任用スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿年十一月五日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文
勅令第五十八號

各般ノ學務及特別ノ學術技術ニ關スル行政官ハ教官技術官ノ資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ任用スルコトヲ得

○農商務省告示第七號

西班牙國バルスローヌ府萬國博覽會ハ豫テ延期ノ處來明治二十一年四月一日開場同八日其式典舉行ノ筈ニ付
裏ニ許可ヲ得タル同會出品ハ本年十一月十日ヨリ同十二月十日迄ノ間ニ同會出品委託引受人起立工商會社社長松尾儀助方へ到達スル様速付スヘシ
付左ニ該會規則ノ要旨ヲ示ス

明治廿年十一月七日 農商務大臣伯爵黑田清隆
規則摘要

八百八十七年
ル府ペレ一街
員若クハ其自
一本會ノ出品チ
片道ノ運賃チ
理員ヨリ汽
ム可
一本會三出陳ス
一出品人ハ其借
ル平方ニ就キ
料ヲ拂フ可シ
共進會場ニ於
ノ許可ヲ受ケ
特別ノ規則ヲ
一出品人ヨリ其
可ノ證認狀ヲ
ノ許可ナ得タ
マテコ其出品
ヲ失ヒ其既ニ
付セサルモノ
○東京府達第七
區町村公共ノ經
今津テ區町村會
明治廿年十

○鷹津久光公
日大勳位に叙し
●内海知事の祝
知事は神戸港諸
招待玄て天長節
將サンドラ、同般
野田神戸鐵道局
稅關長、各國領事
マラツク、米砲
ルーカリン號乘
あり同八時過る
○戦死者の割合
世の時伊太利の
の戰を始めとし
中の取分け慘憺
其割合の概算と
ど七萬人にて内
分の損失なり次
人あり尤も此内
る墳國人あるが
當る夫より同一
萬人の内死亡一
二月二日オース

アル外國ノ物品ハ一時其輸入税ヲ免除ス
受ケタル陳列場ノ位置ニ由リ一メート
二十フラン以上百五十フラン以下ノ借
船會社ニ照會シテ運賃ノ割引ヲ爲サシ
免除シ其海上ヨリ運搬スルモノハ本會
國ノ代理員ヲ宛差出ス可シ
白耳義國官設鐵道ニア運搬スルトキハ
アル外國ノ物品ハ一時其輸入税ヲ免除ス
受ケタル陳列場ノ位置ニ由リ一メート
二十フラン以上百五十フラン以下ノ借
船會社ニ照會シテ運賃ノ割引ヲ爲サシ
免除シ其海上ヨリ運搬スルモノハ本會
國ノ代理員ヲ宛差出ス可シ
（明治二十年十月一日限りアリユツセ
二十二號學術工業萬國大共進會理事委
員會記名調印ナ爲シ諸外國ノ出品人ハ千
人余り此會ノ開催ノ事に對する者ノ未到着セ
以テ之ヲ定ム
出品ヲ送致スルハ理事員ニ於ケ出品許
與ヘタル後ニ於テス可シ但シ既ニ出品
者ト雖トモ千八百八十八年四月一日
ノ陳列ヲ終ラサル者ハ總ニ出品ノ權利
納付シタル陳列場ノ借料ハ再ヒ之ヲ還
トス

○規則書配布 今度其の範
囲にて米國へ向け輸出は
内五箇は九十一番六十
萬一誤解者ありては不
有志者十餘名ハ申合の
内伯耆國河村郡通信
時に其補欠員を募集す
ヘ配布したるよ

明治廿年十一月五日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文
勅令第五十七號

本年(七月)勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則ニ
據リ試補及見習ヲ命セラレタル者ノ待遇ハ試補ヲ奏任
トシ見習ヲ判任トス」同則ニ據リ試補及見習ヲ本官ニ
任用スルニハ試補ハ奏任官四等以下トシ見習ハ判任官
五等以下トス

朕教官技術官ノ資格ヲ有スル者ヲ以テ行政官ニ任用ス
ルノ件ニ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　　御璽

明治廿年十一月五日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第五十八號

各般ノ學務及特別ノ學術技術ニ關スル行政官、教官技
術官ノ資格ヲ有スル者ヲ以テ之ニ任用スルコトヲ得

○農商務省告示第七號

西班牙國バルスローヌ府萬國博覽會ハ豫テ延期ノ處來
明治二十一年四月一日開場同八日其式典舉行ノ筈ニ付
裏ニ許可ヲ得タル間會出品ハ本年十一月十日ヨリ同十
二月十日迄ノ間ニ同會出品委託引受人起立工商會社社
長松尾儀助方ヘ到達スル機運付スヘシ

付左ニ該會規則ノ要旨ヲ示ス

明治廿年十一月七日　農商務大臣伯爵黒田清隆

○農商務省告示第八號

來明治二十一年四月中旬ヨリ向フ六箇月半ノ間白耳義
國ブリュッセル府ニ於テ同國政府及ヒブリュッセル府
廳ノ保護ヲ受ケ私立學術工業萬國大共進會開設有之ニ
付左ニ該會規則ノ要旨ヲ示ス

明治廿年十一月七日　農商務大臣伯爵黒田清隆

○内海知事の祝
知事は神戸港諸事
招待玄天長節
ハ馬屋原神戸始
野田神戸鐵道局
税關長、各國領事
將サンドラ、同船
マラツク、米砲
ルークリーン號乗
あり同八時過る
○戰死者の割合
世の時伊太利の
の戰を始めとし
中の取分け慘憺
其割合の概算と
ど七萬人にて内
分の損失なり次
人あり尤も此内
る墳國人あるが
當る夫より同一
せし千八百八十一
萬人の内死亡一萬
二月二日オース

宴去る三日午後七時より内海兵庫縣官衙長、各國領事及び碇泊軍艦長等を事務長官、飯田同局一等技師、頸川神戸、米國旗艦ブルークリン號乗組海軍少佐長・ツサオス、英砲艦リンチント號長、艦バロス號長クレーラの諸氏よりしてナ祖樂隊(十七名)及び我海軍樂隊の奏樂頃一同退散したるよし

して之を侮ること能は
○紹育府^{シテイフ}の師の所得
たりとの聲ある醫師フ
は同府の醫師中最も多
弗を得ると云ふ其他
ミイス氏及びセーメット
ルエ セイル氏は三萬千
氏は二萬五千弗、故ク
ヨーラ チラブアイ氏
ナップ氏は二萬五千弗
○巡査教習所^{芝愛宕}
練習中の巡査李聯志^{リョウジ}
は本月下旬卒業して府一
時に其補欠員と募集する
○規則書配布 今度其行
發布して之を實行せしむ
萬一誤解有者ありては不
有志者十餘名の申合の
へ配布矣たるよ

明治廿年十一月五日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
勅令第五十八號

各般ノ學務及特別ノ學術技術ニ關スル行政官ハ教官技
術官ノ資格ナ有スル者ナ以テ之ニ任用スルコトヲ得

○農商務省告示第七號

西班牙國バルスローメ府萬國博覽會ハ豫テ延期ノ處來
明治二十一年四月一日開場同八日其式典舉行ノ筈ニ付
裏ニ許可ヲ得タル同會出品ハ本年十一月十日ヨリ同十
二月十日迄ノ間ニ同會出品委託引受人起立工商會社社
長松尾儀助方ヘ到達スル様送付スヘシ

明治廿年十一月七日 農商務大臣伯爵黒田清隆

○農商務省告示第八號

來明治二十一年四月中旬ヨリ向フ六箇月半ノ間白耳義
國ブリュッセル府ニ於テ同國政府及ヒブリュッセル府
廳ノ保護ヲ受ケ私立學術工業萬國大共進會開設有之ニ
付左ニ該會規則ノ要旨ヲ示ス

明治廿年十一月七日 農商務大臣伯爵黒田清隆

規則摘要

ルーカクリン號乗
あり同八時過る
○戦死者の割合
世の時伊太利の
の戦を始めとし
中の取分け惨憺
其割合の概算と
ど七萬人にて内
分の損失なり次
人あり尤も此内
る墺國人あるが故
當る夫より同一
せし千八百八十一
萬人の内死亡一萬
二月二日オース

連樂隊(十七名)及び我海軍樂隊の奏樂
頃一同退散したるよし
或る英字新聞によりてナポレオン一
役に最き鬪争さ血戦と稱するアルコラ
今日に至るまで殆んど百年間に大戦争
たるものに付た軍勢の死傷せる數及び
列舉せんにアルコラの戦争は總勢殆ん
二萬五千人死亡せり即ち殆んど三割五
にリーボリの戦には八萬人中死亡四萬
二萬人は其前ナポレオン一世に降参せ
故に之を引去り實際の損失は二割半に
世が埃及より歸國して後墺國人の全敗
年六月十四日マレンゴの戦には總勢六
萬七千人二割八分の割合千八百五年十
アルツツの役は佛墺露三國の勢を合

ナップア氏は二萬五千弗
○巡査教習所 芝愛宕
練習中の巡査卒職志願
は本月下旬卒業して府内
時に其者欠員を算出し
規則書配布 今度其
發布して之を實行せし
萬一誤解有る者は正
有志者十餘名の申合の
へ配布したるよし
○生糸輸出 去四日横濱
號にて米國へ向け輸出は
内五箇は九十一番六十
○伯耆國河村郡通信